

大口町告示第46号

大口町指定外予防接種費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町指定外予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町指定外予防接種費用助成事業実施要綱（平成20年大口町告示第29号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（助成金の決定等）」に改め、同条第1項中「予防接種実施依頼書（様式第2。以下「依頼書」という。）を発行する」を「大口町指定外予防接種費用助成金交付決定通知書（様式第2）により通知する」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 町長は前項の規定により助成を決定したときは、接種を実施する医療機関に対し、予防接種実施依頼書（様式第3。以下「依頼書」という。）を発行する。

第5条第1項中「様式第3」を「様式第4」に改める。

様式第3を様式第4とし、様式第2を様式第3とし、様式第1の次に次の1様式を加える。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

大口町指定外予防接種費助成金交付決定通知書

様

大口町長



下記のとおり認定しましたので、通知します。

接種対象者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
予防接種名		
医療機関名		

備考

- 1 医療機関において上記の予防接種を受け、その費用の実費を当該医療機関に支払ってください。
- 2 当該予防接種完了後、1月以内に次の書類を添付のうえ、大口町指定外予防接種費助成金交付請求書を提出してください。
 - (1) 当該予防接種に要した費用に係る医療機関の領収証明書
 - (2) 予診票

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。